福島県と一般社団法人ＲＣＦ復興支援チームの包括的な連携に関する協定書

福島県（以下「県」という。）と一般社団法人ＲＣＦ復興支援チーム（以下「ＲＣＦ」という。）は、相互に連携を図り、福島県内に整備する復興公営住宅を核として原子力災害からの長期避難者のコミュニティを形成・維持するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、県とＲＣＦが相互に連携を図り、原子力災害からの長期避難者の良好なコミュニティ維持と、生活拠点の受入先自治体の住民とのコミュニティ形成のための課題を的確に把握し、交流員の配置や必要なソフト施策の実施に向けた制度設計等を図っていくことを目的とする。

（連携事項）

第２条　県とＲＣＦは、前条の目的を達成するため、以下の事項について連携する。

（１）　事業の企画、調整に関すること。

（２）　人材の確保手法の検討に関すること。

（３）　その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

２　前項各号に掲げる事項を効果的に推進するため、県とＲＣＦは、情報共有の促進や意思決定の迅速化を始めとした必要な措置を講ずるものとする。

（守秘義務）

第３条　県とＲＣＦは、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（期間）

第４条　本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は１年とする。ただし、本協定の有効期間満了の日から１月前までに県又はＲＣＦのいずれかから改廃の申し出のない場合は、さらに１年間更新するものとし、その後も同様とする。

（疑義の決定）

第５条　本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、県とＲＣＦが協議の上、決定する。

平成２５年９月１２日

福島県福島市杉妻町
２番１６号
福　島　県
福島県知事
佐　藤　　雄　平

東京都港区虎ノ門１－１１－２
日本財団第二ビル３Ｆ
一般社団法人ＲＣＦ復興支援チーム
代表理事
藤　沢　　烈